下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援 (住宅対象)補助金

申請の手引き

【注 意】

この手引き書は住宅対象用です。

事業者用は、<u>補助対象設備の種類や内容、提出書類が異なりますので</u> ご注意ください。

令和7年10月17日版

【問い合わせ・申請等提出先】

下関市役所 環境部環境政策課 脱炭素先行地域推進室 (下関市リサイクルプラザ内環境部庁舎3階)

住 所:〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号 Mail:kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL: 083-252-7116

一目次一

1. はしめに	1
Ⅲ. 補助金の概要	2
(1) 補助金の名称	2
(2) 申請期間	2
(3) 補助対象地域	2
(4) 補助対象住宅	2
(5) 補助対象者	2
(6) 補助対象設備・補助率	3
Ⅲ. 補助対象設備の要件等	4
 1. 補助対象設備の要件	4
2. 補助対象となる経費	6
Ⅳ. 補助金の申請手続	8
1. 申請の流れ	8
2. 交付申請	9
3. 申請の変更等	10
4. 補助金の返還となる場合	10
5. 実績報告	11
6. 請求	12
7. 設備導入後	12
8. 導入した設備の使用期間(処分制限期間)	12

1.はじめに

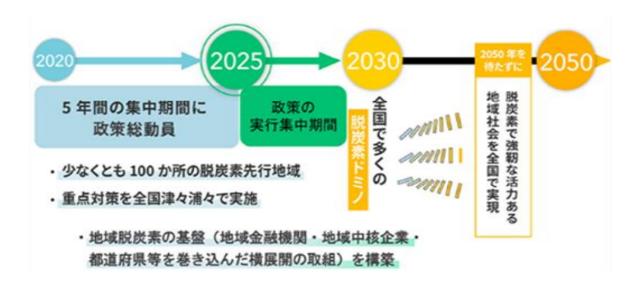
下関市は、2024年9月に国(環境省)が進める『脱炭素先行地域』に選定されました。本市の脱炭素先行地域計画提案書(以下「計画提案書」という。)で対象とする地域(以下「補助対象地域」という。)において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入等を通じて、持続可能な地域づくりを目的とする「下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援補助金(住宅対象)」の交付を実施します。

本補助金の申請に当たっては、「下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援補助金(住宅対象)申請の手引き」(以下「本手引き」という。)及び関連する下記の関連資料などをよくお読みいただいたうえで申請を行ってください。

脱炭素先行地域とは

2050年カーボンニュートラルに向けて、<u>民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ</u>を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなり、全国で少なくとも100か所を選定する予定となっています。

※2025年10月時点で90か所が選定されています。



<関連資料>

- ・下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援補助金(住宅対象)交付要綱(以下「市要綱」といいます。)
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱(以下「国交付要綱」といいます。)
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(以下「国実施要領」といいます。)

Ⅱ. 補助金の概要

(1)補助金の名称

下関市脱炭素先行モデル地区設備導入支援(住宅対象)補助金

(2)申請期間

令和7年8月20日(水)から令和7年12月26日(金)まで ※先着順(補助対象設備ごとの予算に達し次第、その設備の申請受付を終了します。)

(3)補助対象地域

「脱炭素先行地域」として国から選定されたエリアの一部に限ります。

補助対象地域 ・・・・ 中之町、唐戸町、南部町の一部、観音崎町の一部、岬之町の一部、あるかぽーと



【脱炭素先行地域(唐戸・あるかぽーとエリア)】

(4)補助対象住宅

補助対象地域内の住宅 (敷地含む)

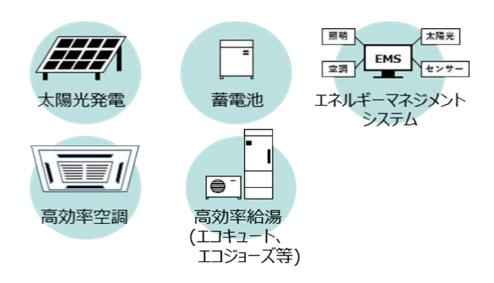
(5)補助対象者

次の①から③のいずれかに該当する方 または④の方が対象となります。

- ①補助対象住宅の所有者
- ②補助対象住宅の管理を委託されている者
- ③補助対象住宅の所有者から補助対象設備の設置について承諾を得ている者
- ④初期費用ゼロサービス事業者
- ※ただし、市補助金要綱第3条第2項の規定に該当する方は交付対象としません。
 - (例) 本市の市税を滞納している方 など

(6)補助対象設備・補助率

補助対象設備	導入方法	補助率
太陽光発電設備	購入、リース、電力販売	
蓄電池	購入、リース、電力販売	
エネルギー・マネジメント・システム	購入、リース	2/3
高効率空調機器(エアコン)	購入、リース	
高効率給湯器 (エコジョーズ、エコキュート等)	購入、リース	



※リースとは

リース会社が設備を購入・設置し、その設備を居住者が借りる形式で設備を利用できる仕組みです。 居住者は、リース料金として毎月固定額をリース会社に支払います。

※電力販売とは

電力販売事業者が太陽光発電設備や蓄電池を住宅の屋根に電力販売事業者の負担で設置し、そこで発電した電気をその住宅に供給する仕組みです。居住者は、電力販売事業者に対して電力料金を支払います。設備の所有者や維持管理は電力販売事業者となります。

Ⅲ. 補助対象設備の要件等

1.補助対象設備の要件

補助対象となる設備については、「市要綱」、「国交付要綱」、「国実施要領」に定められた要件があります。以下におおまかな要件を掲載していますので、申請時の参考としてください。設備仕様の詳細については、国実施要領別紙1に設備ごとの要件がありますので必ずご確認ください。

共 通

項 目	✓
脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること。	
他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得ていないこと。	
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。	
実績報告までに、再エネ設備との接続、再エネ電力証書の購入又は再エネ電力の調達により、 補助対象設備を導入する建築物の電力消費に伴うCO ₂ 排出量を実質ゼロとすること。	
導入する設備は、各種法令等を遵守した設備であること。	
導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。	
導入する設備は、新品であること。(中古設備は、原則、交付対象外)	
法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
法定耐用年数を経過するまでの間、補助金を利用して取得した財産等を、市長の承認を受けずに、 補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行わないこと。	

(ア)太陽光発電設備

項 目	√
国の固定買取制度のFIT又はFIPの認定を取得しないこと	
電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと	
再エネ特措法に基づく「事業計画ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵 守事項等に準拠して行うこと	
導入する再エネ発電設備で発電する電力量のうち、30%以上を自家消費すること。	
年間の発電量、余剰売電量がわかるシステムを合わせて導入すること	
ソーラーカーポートの場合:交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(ソーラーカーポート事業))」を参考にすること。	
建材一体型太陽光発電設備の場合:交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業(建材一体型太陽光発電事業))」を参考にすること。	
PPAの場合:PPA事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がサービス料金から控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的使用できる措置がなされていること	
リースの場合:リース事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がリース料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること	

(イ)蓄電池

項 目	√
再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを 前提とした設備であること	
停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと	
PPAの場合:PPA事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がサービス料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的使用できる措置がなされている こと	
リースの場合:リース事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がリース料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること	

(ウ)エネルギーマネジメントシステム

項 目	✓
平時に省エネ効果が得られ、計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること	
システム内の発電量や需給調整の制御に必要不可欠な機器(プログラム等も含む)であること	
リースの場合:リース事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がリース料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること	

(エ)高効率空調機器(エアコン)

項 目	✓
従来の空調機器等に対して省CO2効果が得られるもの	
リースの場合:リース事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がリース料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること	

(オ)高効率給湯器(エコジョーズ、エコキュート等)

項 目	✓
従来の給湯機器等に対して省 CO2 効果が得られるもの	
コージェネレーションシステムの場合:都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生 装置又は燃料電池であること	
リースの場合:リース事業者に交付金が交付される場合は、交付金額相当分がリース料金から 控除されていること。また、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること	

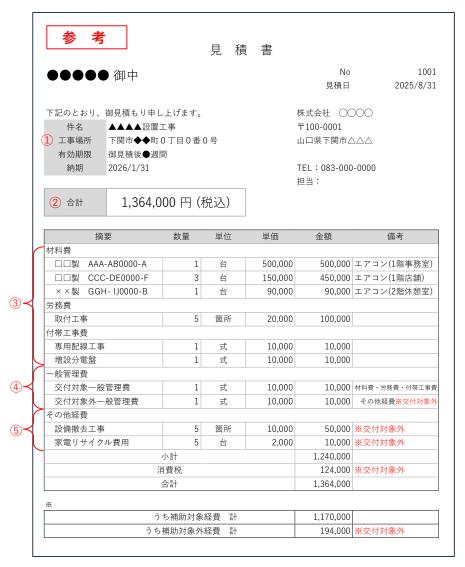
2. 補助対象となる経費

以下に該当する経費が補助の対象となります。詳細は「国実施要領」別表第1をご参照ください。 設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細内訳が分かるよう作成を 依頼してください。

区分	費目	細分	内容
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
本工事費 (直接工事費) (直接工事費) (直接経費 (②水道、光 用料及び用 ③機械経費 費(材料費 ④負担金 づき負担す 電事業者の	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))		
工事費	工事費 共通仮設費 共通仮設費 ② ③ ④ (間接工事費) 事 現場管理費 水	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、 水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をい い、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持 費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決 定する。
	付帯□	[事費	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀 に係る工事を含む)に要する必要最小限度の範囲で、経費の 算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器	8具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及	試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

区分	費目	細分	内容
設備費	設价		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入 物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、 諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、 消耗品費及び備品購入費をいう。

- ※見積書や請求書は、上記の区分・費目・細分に該当する費用が分かる形の内訳書を添付してく ださい。
- ※既存設備の撤去費や処分費は、補助対象経費として認められません。 また、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費として認められません。



①【工事場所】

工事を行う場所を記載してください。

②【合計金額】

補助対象外の経費も含め、工事に要する金額全額を記載してください。

③【費目、細分ごとの内訳】 上の表を確認し、経費の費目、細 分ごとの内訳を記載してください。

④【諸経費など】

工事費に一定の割合をかけて算出 する諸経費(一般管理費等)は交 付対象と交付対象外の経費で按分 してください。

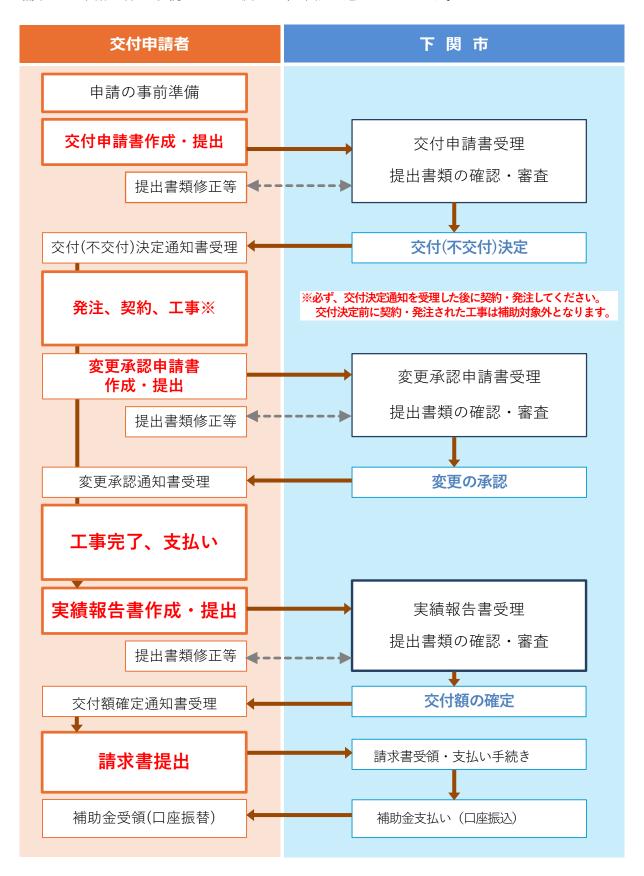
⑤【その他経費】

既存設備の撤去や廃棄に係る費用 やリサイクル費用は補助対象外とな ります。

IV. 補助金の申請手続

1. 申請の流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記の通りとなります。



2. 交付申請

(1)受付•提出期間

令和7年8月20日(水)から令和7年12月26日(金)まで

- ※補助対象設備ごとに設定した予算額に達し次第、申請受付を終了します。
- ※本補助金は令和7年度から令和11年度まで行う予定です。

令和8年度以降の受付・提出期間は市ホームページ等でお知らせします。

(2)交付申請に係る提出書類

提出書類	提出時の確認事項	✓
補助金交付申請書(様式第1号)		
事業計画書(様式第2号)		
住民票又は商業登記簿履歴事項全部証明書の写し	・発行日から3月以内のもの ・住民票は、マイナンバーの記載がないこと ※記載がある場合は、受け付けません	
市税の滞納なし証明書	・発行日から3月以内のもの	
見積書	・補助対象経費が把握できるもの	
補助対象設備の仕様書又はカタログ	・導入する設備の仕様が分かるもの	
補助対象設備の設置図など	・平面図/機器配置図/システム系統図/単線結線図など ・補助対象設備と対象外設備の判別できるもの	
施工前の写真	・設備の設置場所が分かるもの ・設備更新の場合は、更新前の設備の写真	
CO2削減効果の算定根拠資料	・CO2削減効果が確認できるもの ※市HPで公開しているCO2削減効果算出シート [Excelファイル]をご活用ください。	
(申請者が賃借人の場合) 賃貸借契約書の写し等		
(リース契約の場合) サービス料金から補助金の交付額に相当する金額が控除されていることが分かる書 類	・補助金を使わない場合との料金比較ができるもの	
その他市長が必要と認める書類	・市が提出を求めた場合のみ	

3. 申請の変更等

補助対象事業の計画を変更等する場合は、変更内容に応じて下記の書類をご提出ください。

変更内容	書類名	様式番号
交付申請書の内容変更	変更承認申請書	様式第5号
申請の取下げ	取下げ承認申請書	様式第6号

- ・事前に脱炭素先行地域推進室までご相談ください。
- ・変更承認申請書は変更する内容により、軽微な変更として提出が不要になる場合もあります。
- ・補助金額の増額は認められません。

4. 補助金の返還となる場合

補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命じる場合があります。

- ・虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- ・市要綱第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- ・市要綱の規則及び告示に違反したとき。
- ・財産の処分制限を正当な理由なく遵守しなかったとき。
- ・補助金の交付決定の内容や条件に違反したとき。

5. 実績報告

(1)実績報告の提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業を実施する年度の2月末日のいずれか早い日まで。

(2)実績報告にかかる提出書類

共 通

提出書類	提出時の確認事項	√
実績報告書(様式第8号)		
契約書等の写し	・交付決定日以降に契約をしているか	
領収書等の写し	・補助対象経費を支払ったことが確認できるもの 不明な場合は、補助対象経費の内訳書が必要	
再エネ電力等を使用していることを証明 できる書類	・契約者名、契約日、電力の使用場所、プラン内容な どが明記されているもの	
(リース・電力販売の場合) 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用 するために必要な措置等を証明できる書 類	・契約書の契約期間は、法定耐用年数以上になっているか	

(ア)太陽光発電設備

提出書類	提出時の確認事項	✓
太陽電池モジュール等の写真 (全ての太陽電池モジュール、パワーコ ンディショナ)	・銘板等の確認ができるもの	
設置図(平面図、機器配置図等)	・実際の設置図 ・補助対象設備と対象外の判別ができるか	
太陽電池モジュールの出力がわかる書類	・納品書や出荷証明書など	

(イ)蓄電池

提出書類	提出時の確認事項	✓
蓄電池本体等の写真 (蓄電池本体、パワーコンディショナ、 蓄電システム付帯のコンバータ)	・銘板等の確認ができるか	
設置図(機器配置図等)	・実際の設置図	
蓄電池本体等の仕様がわかるもの	・納品書や出荷証明書など	

(ウ)エネルギー・マネジメント・システム、高効率空調機器、高効率給湯器

提出書類	提出時の確認事項	✓
補助対象設備の設置後の写真	・銘板等の確認ができるか	
設置図(機器配置図等)	・実際の設置図	
補助対象設備等の仕様がわかるもの	・納品書や出荷証明書など	

6. 請 求

補助金の交付額確定通知を受理した後、補助金交付請求書(様式第11号)に交付決定番号、交付確定額、請求額を記入のうえ、補助金の振込先の口座名義や口座番号の確認のできる通帳の写し又はキャッシュカードの写しを添付し、ご提出ください。

7. 設備導入後

(1)市が行う調査・報告への協力

対象地域の脱炭素化又は再生エネ導入の取組の成果の調査にご協力いただきます。

(2)書類の整備補完

補助事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければなりません。

8. 導入した設備の使用期間 (処分制限期間)

本補助金により取得した財産(設備)は、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡などができない期間)が存在します。市の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用したり、譲渡などすることはできません。

原則として、処分制限期間=法定耐用年数となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁 HPなどをご参照ください。

(参考) 国税庁 HP:https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
エネルギー・マネジメント・システム	6年
高効率空調機器(エアコン)	6年
高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズ等)	6年